

平成24年度 第2回宇都宮市行政改革推進懇談会 会議記録

■ 日 時 平成25年2月15日（金）午後3時30分～午後4時50分

■ 場 所 宇都宮市役所議会棟第2委員会室

■ 出席者

1 委員

水沼会長，中村副会長，稲野委員，井原委員，金枝委員，川津委員，君島委員，
斎藤委員，遠井委員，福田委員，（五十音順）

※ 欠席：近藤委員，和田委員

2 事務局

行政経営部長，行政経営部次長，行政改革課長，行政改革課課長補佐，行政改革係長，
行政改革課担当者

■ 会議経過

1 開会

2 会長あいさつ

- ・ 委員の皆様には，年度末を控えた御多用の中，懇談会に御出席いただき，誠にありがとうございます。
- ・ 昨年末に安倍内閣が発足し，金融，経済対策に矢継ぎ早に政策を打ち出しているところであり，円安，株高という形で一定の成果が出ているものと考えられる。実体経済への影響については，まだまだ注視していかなければならないが，我々国民とすれば，一日も早い経済の復興，景気の高揚というものを切に願うところである。
- ・ そのような中，昨日（平成25年2月14日），宇都宮市の平成25年度当初予算案が発表されたところであるが，一般会計総額1，800億円余は，前年度に比して若干のマイナスであり，そのようなところからも厳しい財政事情が感じられる。
- ・ そのような中では，より一層の市民サービスの向上とともに，より効果的・効率的な行政経営が求められるところであり，当懇談会の役割も大変大きなものになってくると考えられる。
- ・ 本日も，皆様に忌憚のない御意見をいただきたいと考えているので，よろしくお願ひしたい。

3 議事

会 長

- ・ 事務局から説明があったとおり、行政改革のさらなる推進のため、「行政改革推進プラン」への新たな取組の計上など、19取組にわたる見直しを行うとのことであるが、委員の皆様から意見をいただきたい。

委 員

- ・ 新たに計上する「行政サービスにおける公民連携の推進」(No.17)について、取組の内容がわかりにくいと感じるが、具体的にどのようなものか。

事 務 局

- ・ 現在、市の職員が直接担っている業務について、専門的な資格を有する民間事業者等を活用することで、より効果的・効率的に実施できないか検討を進めるものである。
- ・ 例えば、当懇談会においても御意見をいただいたところであるが、指定管理者制度導入施設において市が実施しているモニタリングを補完するものとして、指定管理者の財務状況などの専門性の高い分野について、外部の有識者にチェックしていただくことなどを検討している。

委 員

- ・ 「指定管理者制度の推進(宮サイクルステーション)」(No.16)に関連して、宇都宮市においては、「宮サイクルステーション」の開設や「自転車専用通行帯(自転車レーン)」の設置・拡大に取り組むなど、様々な取組を行っているが、「自転車のまち宇都宮」を推進するためには、自転車事故の減少に向けた交通安全教育などのソフト面での対策も必要になってくると考えられる。そのような取組は行っているのか。

事 務 局

- ・ 過去、テレビ番組等でも取り上げられたとおり、オリオン通り周辺において、一部、マナーの悪い自転車が見受けられるため、地元商店街や地域の学校の生徒・教職員の方々が連携し、地道な立哨活動などを通じてマナー向上を呼びかけているところである。
- ・ また、市としても、自転車レースのプロチーム「宇都宮ブリッツェン」などにも協力をいただきながら、小学生に対する自転車の交通安全教育(子ども自転車運転免許事業)などを実施しているところである。

委 員

- ・ それら取組の対象の多くは、子どもや若い世代が中心になると考えられるが、高齢化が社会問題化する現在においては、高齢者やこれまで交通安全教育を受けてこなかった比較的高年齢の世代に対する取組が必要になってくると考えられる。

事務局

- ・ 先ほども申し上げた「宇都宮ブリッツェン」には、チームの社会貢献活動として「ウィラースクール」（自転車教室）を実施していただいております。加えて、高齢者に対する事業（市の委託による「いきいき健康自転車教室」（介護予防事業）など）も徐々にではあるが、展開しているところである。

会長

- ・ 「宮サイクルステーション」という施設自体になじみのない方もいらっしゃるのではないかと考えられるが、どのような施設なのか。

事務局

- ・ 主にはスポーツバイク（競技用自転車）を対象とした施設であり、スポーツバイクのレンタルをはじめとして、自転車利用者に対する休憩スペースやシャワー、ロッカーの提供、市の自転車施策や観光情報などの情報発信を行うほか、メンテナンス講座などのイベントも実施する施設である。
- ・ 利用には登録が必要となり、現在、1,000人を超える方が登録している。

委員

- ・ 現在、「まちづくり推進機構」が「宇都宮ブリッツェン」と連携しながら、運営していたと記憶しているが、今後は市が直接運営することになるのか。

事務局

- ・ これまでは、自転車利用者の利便性向上に向けた「モデル事業」として、「まちづくり推進機構」に委託し、実施してきたところであるが、本市の自転車利活用の拠点として、「自転車のまち宇都宮」を推進する上で、非常に効果的な施設であることが検証されたことから、今後、「公の施設」として設置するとともに、民間活力のさらなる活用を図りながら、本格的に事業を展開していこうとするものである。

委員

- ・ 「宮サイクルステーション」に隣接する市営の「JR宇都宮駅西口自転車駐車場」においても、レンタサイクルを実施していたと記憶しているが、事業に違いはあるのか。

事務局

- ・ 自転車駐車場等で実施しているレンタサイクル事業については、当初、市が撤去した放置自転車のうち、持ち主が引き取りの意思を示さなかったものを活用してスタートした事業であり、主に、市内の観光や通勤・通学での活用を想定している。
- ・ 市としては、レンタサイクル事業は、スポーツバイクのレンタルとは施策の目的が異なる事業と考えており、用途に応じてレンタルする車種や料金をそれぞれに設定しているが、利用者からすれば、わかりにくい面があるかもしれない。

委員

- ・ 自転車にあまり詳しくない一般の市民からすれば、あまり違いが感じられない。そのあたりが、いわゆる「お役所的」と言われるところではないかと考えられるが、隣接施設であることを踏まえ、利用受付等を統合するなど、市民サービスの向上や運営の効率化に向けた見直しが考えられるのではないか。
- ・ また、レンタサイクル事業については、現在、市内の一部ホテルでも実施している（おもてなしレンタサイクルモデル事業）ようであるが、今後、より多くの方に利用していただけるよう、さらに取り組んでほしい。

副会長

- ・ いわゆる「お役所仕事」から脱するという視点では、委員の意見もそのとおりだと感じるが、一方で、「自転車のまち」のブランド化という観点では、本格的なスポーツバイクのレンタル事業と実用的なレンタサイクル事業とをあえて区別することで、イメージを特化させている面もあるのではないか。

会長

- ・ 皇居周辺のランニングを楽しむ人々をターゲットに、ホテルなどが有料でロッカーやシャワーを提供しているということを耳にするが、そのイメージに近い施設かもしれない。
- ・ ほかにどうか。

委員

- ・ 「市民と行政が一体となった節電行動の強化（LED防犯灯の導入促進）」（No. 12-②）については、所属団体からも市に要望していたところであり、平成25年度から補助が新設されるということで、導入が一層促進されると期待している。
- ・ また、「事業の再編・統廃合の推進（上河内地域における公共交通の再構築）」（No. 22-③）については、地域に検討組織を立ち上げ、主体的に取り組を進めてところであり、私もかかわらせていただいている。デマンド方式（予約型乗合いタクシー）の導入に当たり、各地区の目的地となる商店や医院等に協力を依頼していく中で、地元の商店等の多くは快く引き受けてくれるものの、大型商業施設等の中には十分な理解が得られていない店舗もあり、難しさを感じている。現在も所管となる市交通政策課と連携の上で取り組を進めているが、市には、引き続きさらなる支援をお願いしたい。
- ・ 公共交通に係る施策全般については、郊外の公共交通の不便な地域において、地域の公共交通を維持するために、住民の一定の負担の上で「デマンドタクシー」導入などの対策をとっている一方で、市街地の公共交通の不便な地域においては、「バス路線の新設に向けた社会実験」（中心市街地南循環線、平松本町線）として、市の委託事業によりバスを運行しており、住民は必要なときに利用できる。その点において、都市部とは格差、不満を感じるところであり、今後、LRTの導入など、全市的な公共交通に係る施策を進めていく上では、地域住民の負担の格差ということも考慮していただきたい。

事務局

- ・ 採算性などから民間事業者が路線を維持しにくい地域においては、地域内交通という形で、「日常生活の足」を地域全体で支えていただいているのが実情であり、費用については、行政も一定程度支援をしているものの、利用者負担という観点においては、地域住民にも一定の負担をお願いせざるを得ないと考えている。

委員

- ・ 地域で支えていくということは理解しているが、同じ宇都宮市民として、都市部と郊外の格差を感じる面もあることも考慮し、地域の公共交通に係る施策を進めていただきたい。
- ・ また、今後、地域内交通はさらに増加し、最終的にはL R Tなどの基幹交通と結節するものと思われるが、各地域内交通の乗り継ぎなどの連携を充実させることで、地域住民の利便性がより一層向上するよう、市には取り組んでいただきたい。

会長

- ・ ほかにどうか。

副会長

- ・ 新たに計上する「マイナンバー制度の研究」(No.3)について、制度自体は国が法制化するものであるが、国まかせではなく、地方公共団体が事前に研究を進めていくという姿勢は、非常に重要であると感じる。
- ・ 「マイナンバー制度」については、よりきめ細かな社会保障給付と公平な負担の実現に向けて、個人の給付状況や所得等を捕捉することが目的の一つであると理解しているが、セキュリティの問題やプライバシーの問題で賛否両論があり、国も説明会などの様々な機会・手法を通じて理解醸成に務めているところである。おそらく、委員の皆さんの中でも意見は分かれるところではないか。
- ・ 個人的には、制度が浸透することで、数年後には行政のシステムを一変させる制度になりうると考えているが、「法制化されたからやる」のではなく、現場の自治体レベルで、法制化に先駆けて研究を進め、検討・準備を進めていくことは、非常によい取組であると感じている。

会長

- ・ 制度設計を自治体が行うことはできるのか。国の制度設計を踏まえ、市がどのように対応していくかという研究であると理解していたが。

事務局

- ・ 法律で一律に定められる業務はもとより、市の条例に定めることにより、一定程度は独自に市の業務に活用できることが、現在、国から示されており、本市として、どのような業務に制度が活用できるのか、研究に着手したところである。

委員

- ・ 「前納報奨金の見直し」(No.22-⑥)について、今年度の縮小(交付率引き下げ)をもって「実施済」に位置付けられているが、調べてみると、近年、多くの自治体で廃止しているようである。県内自治体の事例は把握しているか。

事務局

- ・ 県内14市中、7市が廃止している状況である。
- ・ また、中核市41市においては、本市を除く40市が廃止している状況である。

委員

- ・ 多くの自治体が廃止している中で、交付率の引き下げをもって「実施済」とするのか。

事務局

- ・ 最終的には、廃止することも含め、検討を進めていきたいと考えているが、長期間にわたって実施してきた制度であり、一定程度の利用者がある中で、まずは交付率を引き下げ、影響を確認しているところである。引き下げによる納付状況への影響を踏まえ、今後、改めて制度のあり方を検討していく。

委員

- ・ 市は特別徴収(企業等が雇用者等の納めるべき税額を預かり、納税する仕組み)を推進しているが、企業等の担当者からは、「特別徴収に切り替えると前納報奨金が支給されなくなるため、切り替えたくない。」という納税者が少なからず存在するとの意見を聞くことから、廃止することで、特別徴収への移行が一層進むのではないかと感じる。
- ・ また、市では住民税等において、「納期の特例」(従業員数が10名未満で、過去に滞納がないなどの要件を満たす企業等について、対象となる税の6か月分を一括して納付できる特例)を設けているが、十分に周知されていないのではないかと。多くの零細事業者が毎月納付しており、その手間が負担であるという意見も聞かれることから、制度が浸透することで、さらなるサービス向上が期待できると考える。
- ・ また、エルタックス(地方税ポータルシステム)がかなり浸透してきており、市民税においては半数近くの地方公共団体が導入しているが、電子申告を利用しても、申告書が従前と変わらず送付されてくる。イータックス(国税電子申告・納税システム)においては、電子申告した場合、申告書は送付されず、納付書のみが送付されてくることから、同様の取扱いとすることで、発送の手間や郵送費が削減できるのではないかと。

事務局

- ・ 御意見は、所管課に伝え、対応を検討したい。

委員

- ・ 「前納報奨金制度」の交付状況はどの程度か。

事務局

- ・ 近年、市税の普通徴収における利用率は44パーセント程度で推移している。事業費については、国民健康保険税も含め、平成23年度当初予算で1億7,300万円余であったが、平成24年度に交付率を0.25パーセントから0.15パーセントに引き下げたことに伴い、予算は約7,700万円減の9,600万円余となっている。

委員

- ・ 今回新たに計上する8取組について、「省エネルギー」や「公共施設の整備・維持管理の見直し」に向けた取組に目が行くが、現在の社会経済環境における最も大きな課題の一つは、「少子高齢化」であると考えている。
- ・ 「行政改革」においては、「既存事業の見直し」や「経費の縮減」が一つの視点になってくることは理解しているが、今回の見直しにおいて、「少子高齢化対策」に結びつくような取組はあるか。

事務局

- ・ 御意見をいただいた「少子高齢化施策の充実」については、現在、策定に取り組んでいる「第5次総合計画後期基本計画」や「実施計画」で打ち出していくところであり、特に高齢者施策における「健康寿命の延伸」は重要な課題であると認識している。
- ・ このことから、昨日公表した「平成25年度当初予算の大綱」においても、高齢者入所・通所施設（特別養護老人ホーム等）の新增設や、高齢者外出支援事業（バスカード等の購入費用の助成）等を盛り込んだところである。

委員

- ・ プランには、「実施済」の取組として、「結婚相談事業の見直し」（No.22-⑤）が挙げられており、平成23年度の「結婚相談所の廃止」の記載がある。
- ・ 結婚を望む方への支援も、重要な「少子化対策」の一つであると考えられるが、この見直しは、所期の目的を達成したことによるものか。それとも、期待した効果が得られないことによるものか。

事務局

- ・ これまで、結婚相談所が実施してきた「登録制による結婚相談事業」（結婚を希望する男女に対して、希望する条件に合致する異性を紹介する事業）については、民間事業者等におけるサービスが充実してきていることや、登録者が減少していることなどを踏まえ、平成23年度末をもって廃止したところである。
- ・ しかしながら、委員の御指摘のとおり、市民の結婚活動については、「少子化対策」等の観点から、引き続き支援していく必要があるため、結婚に向けた知識・マナーを身に付けるセミナーや、結婚への意識の醸成に向けた講座などの「結婚活動支援事業」への再構築を行い、引き続き、支援している。

委員

- ・ 市民の結婚活動の支援は、非常に重要な事業であると考えられるため、引き続き、取り組んでいただきたい。

委員

- ・ 以前、他の自治体において、特定の職員に対して多額の残業代を支給していた事例を報道で目にした。
- ・ 宇都宮市においても、「職員数の適正化の推進」(No.37)に取り組んでいるとのことであり、非常に重要な取組であると感じているが、特定の職員に業務が集中することのないよう考慮しながら取組を進めているのか。

事務局

- ・ 職員数を削減した結果、特定の職員に業務が集中すれば、職員のモチベーションの低下や、健康を損なう事態を招くおそれがあり、かえって業務の効率が低下しかねない。
- ・ そのようなことのないよう、職員の超過勤務の状況を把握し、例えば月80時間を超える超過勤務を行った職員に対するカウンセリングなどの対応を行いながら、適正化を進めているところである。

会長

- ・ 職員が超過勤務した時間に対して、すべて手当は支給されているのか。

事務局

- ・ 職員の超過勤務については、事前命令を徹底しており、勤務の内容や所要時間を監督者が事前に確認した上で勤務を命令するとともに、勤務後は、実際に勤務した時間や内容を確認した上で承認する形をとっており、勤務実績に応じた手当を支給していると認識している。

委員

- ・ 特定の職員が多くの残業をしているということは、その職員に業務が集中していることが考えられるが、そのような事態があった場合、業務の配分や職員の配置を見直すなどの対応はとっているのか。

事務局

- ・ 本市においては、所属内の係単位での朝・夕のミーティング等を通じて、各職員の業務量や内容の把握・調整を行っており、各職員の業務の繁閑を踏まえながら、必要に応じて他の職員が支援するなど、業務のマネジメントを行っているところであり、引き続き、特定の職員に負荷が偏ることのないよう、取り組んでいきたい。

副会長

- ・ 相対的に職員個人の業務量が増加している中で、強制的に残業を削減するとなれば、業務を自宅に持ち帰るなどの事例が生じることも考えられる。

事務局

- ・ 業務量が変わらない中で職員数を削減すれば、委員の御指摘のような事態を招きかねないため、「職員数の適正化」に当たっては、先ほどの日常的な業務のマネジメントとともに、業務の見直しや外部委託など通じた「業務量の削減」にも取り組んでいるところである。
- ・ 一方で、公務員に限ったことではないが、メンタルヘルスの不調を訴える職員が増加していることも事実であるため、各職員へのフォローが行き届く、管理監督職の「目配り、気配り」が十分に働くような「風通しのよい職場づくり」にも、引き続き取り組んでいきたい。

会長

- ・ 全体的に見ると、職員数の削減は、現業部門が中心なのか。

事務局

- ・ 本市においては、現業業務の外部委託が進んでいることなどにより、現業職の職員数も減少しているが、全体的な動向を踏まえながら「職員数の適正化」に取り組んでいるところであり、職員全体として減少傾向にある。引き続き、業務とのバランスを十分に踏まえながら、取組を進めていく。

委員

- ・ 「窓口サービスの向上」(No.2)は、非常にすばらしい取組であり、実際に来庁した際にも、職員のほうから声をかけ、用件に応じて案内してくれるなど、取組が進んでいることを実感している。
- ・ ただ、先日、知人が亡くなり、私が諸手続を行った際には、保険や年金などの手続きの案内が複数回に分けて郵送されたため、その都度、来庁して手続をすることになり、非常に負担に感じた。市民が死亡した際に必要になる手続き等を一覧にまとめて提供することなどにより、さらなる改善が図られるのではないかと。

事務局

- ・ 転入等の手続きについては、多くの方が必要になる手続きについてワンストップ化されているが、死亡については、戸籍や年金、保険、税など、個人によって手続きの内容が大きく異なるため、サービスごとに手続きしていただいている。
- ・ 市民が死亡した際に想定される手続き、スケジュールを一覧にまとめて情報提供するなど、今後、御意見を踏まえて検討したい。

委員

- ・ 先ほどのメンタルヘルスに関連して、厚生労働省の委託事業（独立行政法人労働者健康福祉機構）による「職場の産業保健・労働衛生業務担当者に対する無料の研修」や、職場のメンタルヘルス研修に対する同省からの助成（キャリア形成促進助成金）がある。

- ・ 官民を問わず、メンタルヘルスの不調を訴える労働者は増加しており、国の支援がある現在が好機であると考えられるため、市としてもそのような事業を活用し、職場における対策の充実・強化を図るとともに、さらに一歩進めて、国とのタイアップにより、市民や民間事業者に対しても研修の機会を設けるなどの取組を「行政改革推進プラン」に新たに計上してはどうか。

事務局

- ・ 御意見のように、メンタルヘルス対策は非常に重要であると認識しており、御提案いただいた件については所管課に伝えるが、「行政改革」の視点から言えば、それらの取組の実施に必要な資源を生み出すため、既存事業等をいかに見直し・再構築していくかが主眼であり、そのような取組を計上するのが「行政改革推進プラン」であることから、プランに計上するか否かについては、改めて検討させていただきたい。

会長

- ・ 「市営住宅の管理における民間活力の導入」（No.20）について、指定管理者制度を導入する場合、相手方には市の関係団体を想定しているのか。不動産業者などの民間事業者等を含めて公募することも考えているのか。

事務局

- ・ 民間活力導入の形態や事業者の選定方法については、今後検討していくことになるが、指定管理者制度を導入する場合、本市の出資法人等には住宅管理を行う団体はないため、民間団体を指定することが考えられる。
- ・ なお、栃木県においては、一部の県営住宅に指定管理者制度を導入し、当該地域の「宅地建物取引業協会」を指定している。

4 閉会

会長

- ・ 以上をもって、本日の議事のすべてを終了する。
- ・ 今年度の懇談会は今回が最後であり、新年度第1回目は7月ごろを予定している。
- ・ 皆様お忙しい中ではあるが、新年度においても、ぜひ御出席いただき、活発な議論をしていきたい。
- ・ 本日はありがとうございました。